

令和4年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金の主な改正点

令和4年4月5日

(一財) 都市農山漁村交流活性化機構

1 国の改正内容

(1) 優先採択項目の追加

- ・中山間地域直接支払交付金による林地化が行われた活動を優先採択項目に追加

(2) 様式の変更

- ・活動計画書（1項目削減）
- ・規約（国の要綱の名称変更）
- ・協定書（転用等を行おうとする場合に交付金の返還が生じることがある旨等を追加）

(注) 昨年度から継続して申請する場合は、様式変更のためだけに作り直す必要は有りませんが、森林所有者に(4)の内容を伝えておいてください。

(3) 作業写真整理帳の省力化

- ・作業前・中・後の写真は、作業起番ごと年度ごとに1カ所撮影に簡素化されました。(作業起番の面積が1ha以上の場合は2カ所以上)

(注) 作業起番とは、林相、目標林型、作業内容等と同じくする林分のこと。

- ・集合写真は、従来通り、必ず活動日ごとに撮影して下さい。

従前		改正後		
活動日ごとに		集合写真は活動日ごと		
集合写真	作業前	集合写真 10月1日	集合写真 11月1日	集合写真 12月1日 ●●●
作業中	作業後	作業前・中・後は年度ごと、作業起番ごとに 1枚ずつ		
		作業前 10月1日	作業中 11月1日	作業後 2月28日

(4) 交付金返還の規定の変更

従前	改正後
次の場合は交付金を返還 ①活動が活動計画の内容に沿わない（初年度に遡って返還） ②交付金を目的外に使用 ③活動計画中に、転用により森林面積が減少した場合	次の場合は交付金を返還 ①活動が活動計画の内容に沿わない（初年度に遡って返還） ②交付金を目的外に使用 ③活動計画 <u>中及び事業完了年度の翌年度から5年以内に</u> 、 ・森林以外の用途に転用 ・立木竹の全面伐採除去 ・その他本交付金の目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合

(注) くわしくは、国の実施要領を確認して下さい。

2 機構独自の改正内容

(1) オンライン説明会の開催日の増

昨年度は開催日を4月から6月までの6回とし、7月以降は個別相談会に対応
今年度は4月から10月まで9回開催予定

(2) 現地説明会の創設

GPS計測による計画図作成と面積算出、モニタリング調査（初回調査）、数値目標の設定等、採択申請に必要なにもかかわらず活動組織の皆さんだけでは難しかった作業を、現地説明会の形で支援します。（従前は個別相談の形で対応）

(3) 個人情報の取扱いについて明文化

従前から行ってきた個人情報の取扱いの考え方を明文化しました。

(4) アドバイザー派遣の手続きを加筆

- ・申請後、機構が派遣可能と判断した場合に改めて依頼状を提出いただくことといたします。
- ・採択後にアドバイザー派遣を申し込むことも可能です。

以上